

高松市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室推進事業（以下「放課後対策事業」という。）の実施について意見を聴取するため、高松市放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 運営委員会において意見を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策に関すること。
- (2) 小学校の余裕教室等の活用方策と公表に関すること。
- (3) 活動プログラムの企画・充実に関すること。
- (4) 安全管理に関すること。
- (5) ボランティア等の地域の協力者の人材確保に関すること。
- (6) 広報活動に関すること。
- (7) 放課後対策事業の検証・評価に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、放課後対策事業の効果的な実施のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 行政関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 地域コミュニティ関係者
- (7) 放課後児童クラブ関係者
- (8) 放課後子ども教室関係者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 運営委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(守秘義務)

第7条 運営委員会の委員は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、健康福祉局こども未来部福祉事務所子育て支援課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に附則第5項の規定による廃止前の高松市放課後子どもプラン推進委員会設置要綱（平成22年4月1日施行）第3条第2項の規定により委嘱された高松市放課後子どもプラン推進委員会の委員である

者は、この要綱の施行の日に、第3条第2項の規定により、高松市放課後子ども総合プラン運営委員会の委員として委嘱されたものとみなす。

- 3 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員（前項の規定により高松市放課後子ども総合プラン運営委員会に委嘱されたものとみなされる者を含む。）の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年8月14日までとする。

（招集の特例）

- 4 この要綱による最初の運営委員会の会議及び委員の任期満了後における最初の運営委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（高松市放課後子どもプラン推進委員会設置要綱の廃止）

- 5 高松市放課後子どもプラン推進委員会設置要綱（平成22年4月1日施行）は、廃止する。